

改正

平成元年1月20日規則第4号

平成2年12月25日規則第43号

平成5年5月24日規則第29号

平成7年3月31日規則第20号

平成10年4月20日規則第27号

平成13年3月28日規則第14号

平成14年3月29日規則第15号

平成18年3月20日規則第9号

平成19年11月9日規則第73号

平成21年3月30日規則第13号

平成24年3月30日規則第33号

平成28年3月31日規則第24号

吹田市立高齢者いこいの家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立高齢者いこいの家条例（昭和62年吹田市条例第37号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 吹田市立高齢者いこいの家（以下「いこいの家」という。）の開所時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開所時間を短縮し、又は延長することができる。

(休所日等)

第3条 いこいの家の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用の申請)

第4条 いこいの家を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、個人で使用する場合は、使用簿(様式第2号)に必要事項を記載することにより、これに代えることができる。

(使用の許可等)

第5条 市長は、前条の申請書又は使用簿に記載された内容を適当と認めるときは、使用を許可する。この場合において、同条の申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書(様式第3号)を交付する。

2 使用者(前項の規定による使用の許可を受けた者をいう。ただし、本項、次条第1項及び第7条においては、使用許可書の交付を受けた者に限る。)は、いこいの家を使用する際に使用許可書を提示しなければならない。

(使用内容の変更)

第6条 使用者は、許可された使用内容の変更をしようとするときは、使用内容変更許可申請書(様式第4号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めたときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書(様式第5号)を交付する。

(使用の取消し)

第7条 使用者は、いこいの家の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届(様式第6号)に第5条第1項後段又は前条第2項の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等をしないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 使用終了後施設又は附属設備等を原状に復すること。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第9条 職員がいこいの家の管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(損傷等の届出)

第10条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(運営審議会)

第11条 吹田市立高齢者いこいの家運営審議会（以下「運営審議会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 高齢者 3人以内
- (2) 福祉関係者 2人以内
- (3) 市内の公共的団体の代表者 2人以内
- (4) 学識経験者 1人以内
- (5) 市民 2人以内

第12条 運営審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第13条 運営審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 運営審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第14条 運営審議会の庶務は、福祉部高齢福祉室高齢者いこいの家において処理する。

第15条 第11条から前条までに定めるもののほか、運営審議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営審議会に諮って定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、いこいの家の管理運営に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この規則は、昭和63年1月22日から施行する。

附 則（平成元年1月20日規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成2年12月25日規則第43号)

この規則は、平成3年3月3日から施行する。

附 則 (平成5年5月24日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成6年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成7年3月31日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成8年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成10年4月20日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月28日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第15号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成19年11月9日規則第73号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。(ただし書省略)

(以下省略)

附 則 (平成21年 3 月30日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成24年 3 月30日規則第33号)

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年 3 月31日規則第24号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

吹田市立高齢者いきいの家使用許可申請書

年 月 日

申請者 住 所（所在地）

氏 名

（団体名及び代表者名）

連絡先 氏名

電話 （ ）

吹田市長あて

次のとおり使用の許可を申請します。

使用日時	年 月 日（ 曜日） 午前 午後 時 分～ 午前 午後 時 分
使用施設	洋室・和室（1・2）・多目的ホール・多目的広場
使用目的	
予定人員	人
備 考	

様式第2号（第4条関係）

吹田市立高齢者いきいの家使用簿

年 月 日

氏 名	年齢	住 所・電 話	使用施設	入所時刻	退所時刻
		電話		:	:
		電話		:	:
		電話		:	:
		電話		:	:
		電話		:	:
		電話		:	:
		電話		:	:
		電話		:	:

(注意)

使用施設の欄には、洋室・和室（1・2）・ホール・多目的ホール・多目的広場のいずれかを記入してください。

様式第3号（第5条関係）

許可番号	
------	--

吹田市立高齢者いきこの家使用許可書

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名 様
（団体名及び代表者名）
連絡先 氏名
電話 （ ）

次のとおり使用の許可をします。

吹田市長 印

使用日時	年 月 日（ 曜日） 午前 時 分～ 午後 時 分
------	---------------------------

使用施設	洋室・和室（1・2）・多目的ホール・多目的広場
------	-------------------------

使用目的	
------	--

予定人員	人
------	---

備 考	
-----	--

- (注意)
- 1 使用の際には、この許可書を係員に提示してください。
 - 2 使用後は、施設及び附属設備等を原状に戻してください。
 - 3 使用に当たっては、係員の指示に従ってください。

様式第4号（第6条関係）

吹田市立高齢者いきいの家使用内容変更許可申請書

年 月 日

申請者 住 所 (所在地)

氏 名

(団体名及び代表者名)

連絡先 氏名

電話 ()

吹田市長あて

次のとおり使用内容変更の許可を申請します。

区 分	許 可 済 の 内 容	変 更 の 内 容
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
使用施設		
使用目的		
予定人員	人	人
備 考		

様式第5号 (第6条関係)

許可番号

吹田市立高齢者いきこの家使用内容変更許可書

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名

様

（団体名及び代表者名）

連絡先 氏名

電話 （ ）

次のとおり使用内容変更の許可をします。

吹田市長

印

区 分	許 可 済 の 内 容	変 更 の 内 容
使用日時	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分	年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分
使用施設		
使用目的		
予定人員	人	人
備 考		
（注意） 使用の際には、使用許可書及び使用内容変更許可書を係員に提示してください。		

様式第6号（第7条関係）

吹田市立高齢者いきいの家使用取消届

年 月 日

届出者 住 所 (所在地)

氏 名

(団体名及び代表者名)

連絡先 氏名

電話 ()

吹田市長あて

年 月 日付けで許可された吹田市立高齢者いきいの家の使用を取り消
したいので、届け出ます。